

第 926 号 (平成 26 年 9 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例【総務局管理課】	4
△	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例【総務局外郭団体指導・調整課】	6
△	横浜市瀬谷区における区民文化センター基本構想検討委員会条例【文化観光局文化振興課】	9
△	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	11
△	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	23
△	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	45
△	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局放課後児童育成課】	68
△	横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例【健康福祉局地域支援課】	75
△	横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	77
△	横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	92
△	横浜市自転車等施策検討協議会条例【道路局交通安全・放置自転車課】	109
△	横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例【道路局交通安全・放置自転車課】	111
△	市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例【総務局管理課】	113
△	横浜市特別会計設置条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども家庭課】	114
△	横浜市手数料条例等の一部を改正する条例【健康福祉局医療安全課】	115
△	横浜市資産活用推進基金条例の一部を改正する条例【財政局管財課】	117
△	横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	118
△	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	119
△	横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども家庭課】	121
△	横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	122
△	横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護事業指導課】	123
△	横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護事業指導課】	124
△	横浜市衛生研究所条例の一部を改正する条例【健康福祉局衛生研究所】	125
△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【建築局中高層調整課】	126

△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例【建築局建築情報課】	129
△ 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	131
△ 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【病院経営局総務課】	132
△ 横浜市保育所保育実施条例を廃止する条例【こども青少年局企画調整課】	134

【規則】

△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【環境創造局大気・音環境課】	135
△ 横浜市資産活用推進基金条例施行規則の一部を改正する規則【財政局管財課】	136
△ 横浜市事務分掌規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	137
△ 横浜市区役所事務分掌規則及び横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	138
△ 横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局こども家庭課】	139
△ 理容師法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	140
△ 美容師法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	142
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局大気・音環境課】	144
△ 横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局査察課】	147

【告示】

△ 平成26年度横浜市一般会計補正予算（第2号）ほか2件の要領公表【財政局財政課】	149
△ 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】	150
△ 平成25年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】	151
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	152
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	153
△ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】	154
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	157
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	158
△ 「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局総務課】	160

【公告】

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	161
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	163
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	164
△ 同【経済局産業立地調整課】	166
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	168
△ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更【環境創造局農地保全課】	169
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	170
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	171
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	172
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	173

△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	174
△	同【建築局調整区域課】	175
△	同【建築局調整区域課】	176
△	同【建築局調整区域課】	177
△	同【建築局調整区域課】	178
△	同【建築局調整区域課】	179
△	同【建築局調整区域課】	180
△	同【建築局調整区域課】	181
△	同【建築局調整区域課】	182
△	同【建築局調整区域課】	183
△	同【建築局調整区域課】	184
△	同【建築局調整区域課】	185
△	同【建築局調整区域課】	186
△	同【建築局調整区域課】	187
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	188
△	同【建築局調整区域課】	189
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	190
△	同【建築局建築道路課】	191
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	192
△	横浜市緑公会堂の休館【緑区地域振興課】	193
[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【緑区総務課】	194
△	土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【金沢区区政推進課】	195
△	横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	196
△	土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【戸塚区区政推進課】	197
△	同【戸塚区区政推進課】	198
△	同【栄区総務課】	199
△	同【栄区総務課】	201
[水道局]		
△	刊行物等頒布代金の徴収事務の委託【総務課】	202
[交通局]		
△	横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程【経営企画課】	203
△	職員の懲戒処分【職員課】	204
[教育委員会]		
△	公印の改刻及び廃止【総務課】	205
[人事委員会]		
△	選考職（採用）の指定の一部改正【任用課】	206
[監査委員]		
△	平成26年度第 1 回定期監査の結果公表【財務監査課】	207
[その他]		
△	福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【こども青少年局こども家庭課】	208
△	係事務分担の一部改正【こども青少年局こども家庭課】	209
△	区役所係事務分担の一部改正【こども青少年局こども家庭課】	211
△	公立大学法人横浜市立大学平成25事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	212

規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 26 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 57 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 37 号 ） は 、 平 成 26 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る
。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第64号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第72条の2」を「第72条の4」に改める。

第71条中「第92条第1項第5号」を「第92条第1項第6号」に改め、同条第3号中「の注文者、届出をする者の現場責任者及び当該建設工事の下請負人」を「を施工する者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先

第71条の次に次の6条を加える。

（石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第71条の2 条例第92条の2第1項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

(1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

(2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等建設工事に係る説明の時期）

第71条の3 条例第92条の2第1項の規定による説明は、解体等建設工事の開始の日までに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を

いう。以下同じ。)に限る。)を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して14日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の14日前までに行うものとする。

(2) 解体等建設工事が石綿排出作業(特定粉じん排出等作業を除く。)を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して7日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の7日前までに行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、災害その他の非常の事態の発生により解体等建設工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

(解体等建設工事に係る説明の事項)

第71条の4 条例第92条の2第1項前段に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

(石綿排出作業を伴う建設工事に係る説明の事項)

第71条の5 条例第92条の2第1項後段に規定する規則で定める事項は、第71条各号に掲げる事項とする。

(解体等建設工事に係る掲示の方法)

第71条の6 条例第92条の2第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等建設工事に係る掲示の事項)

第71条の7 条例第92条の2第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第92条の2第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日
- (3) 調査の方法
- (4) 解体等建設工事が石綿排出作業(特定粉じん排出等作業を除く。)を伴う建設工事に該当する場合は、第70条各号に掲げる作業の種類

第72条第2号中「方法」の次に「その他市長が適当と認める方法」を加える。

第72条の2中「第94条第4号」を「第94条第5号」に改め、第7章第2節中同条の次に次の2条を加える。

(石綿排出作業の完了に係る説明の時期)

第72条の3 条例第94条の2の規定による説明は、条例第94条の規定による届出を行う日までに行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る説明の事項)

第72条の4 条例第94条の2に規定する規則で定める事項は、第72条の2各号に掲げる事項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に施工中の解体等建設工事に係るこの規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第71条の3の規定の適用については、同条中「解体等建設工事の開始の日までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とし、同条ただし書の規定は、適用しない。